



# 埼玉県報

第568号  
令和6年(2024年)  
11月19日  
火曜日

## 目次

### 告示

- Zoomライセンス調達及び問合せ等対応業務委託に関する落札者等の公示（行政・デジタル改革課）
- 鴻巣行田土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- 神扇落悪水路土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 太田新井土地改良区の解散認可（農村整備課）
- 川越都市計画下水道（日高市決定）の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 一般国道125号の供用の開始（行田県土整備事務所）

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

Z o o mライセンス調達及び問合せ等対応業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和  
区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年9月10日

4 落札者の氏名及び住所

N E C ネットエスアイ株式会社 東京都港区芝浦3丁目9番14号

5 落札金額

48,668,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年8月20日

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
鴻巣行田土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届  
出があった。

令和六年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	戸塚 實	埼玉県行田市大字埼玉四千四百十三番地一

# 告示

## 埼玉県告示第千二百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
神扇落悪水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住  
所について、次のとおり届出があった。

令和六年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	船川 由孝	埼玉県幸手市大字神扇千五百七十番地
同	黒川 誠	同 同 長間四百三十五番地一
同	小勝 伊佐男	同 同 平須賀三千五十一番地
同	倉持 克己	同 同 平野三十三番地
同	伊丹 栄	同 同 木立千九十番地
同	荒井 文明	同 同 上和田二百一番地
同	増田 隆司	北葛飾郡杉戸町大字遠野四百九十四番地
同	卷島 純子	幸手市北三丁目九番二十七号
監事	藤沼 一博	同 大字神明内二百四十三番地
同	倉持 登	北葛飾郡杉戸町大字並塚千四百六十八番地
同	野口 一栄	同 同 倉松二丁目十三番七号
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	船川 由孝	埼玉県幸手市大字神扇千五百七十番地
同	伊丹 栄	同 同 木立千九十番地
同	小出 義臣	同 同 長間九百五十八番地一
同	武井 正	同 同 平須賀三千百五十五番地
同	中山 鋭男	同 同 下吉羽千三百七番地
同	増田 隆司	北葛飾郡杉戸町大字遠野四百九十四番地
同	増田 登	幸手市大字平野五十四番地
監事	藤沼 一博	同 同 神明内二百四十三番地
同	倉持 登	北葛飾郡杉戸町大字並塚千四百六十六番地
同	野口 一栄	同 同 倉松二丁目十三番七号

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を令和六年十一月十四日認可した。

令和六年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 名称

太田新井土地改良区

### 二 事務所所在地

埼玉県白岡市

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百五十七号

日高市から川越都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和六年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十一月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

路線名	一般国道百二十五号
供用開始の区間	加須市不動岡字南三二二五三番地先 から 羽生市大字町屋字本村三五八番地先 まで
供用開始の期日	令和六年十一月十九日
備考	平成八年四月三十日付け埼玉県告示第七六七号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二二八五・六メートル